

(第一類 第九號)

第二十六回国会  
議院

商工委員會議錄第三十九號

昭和三十二年五月十四日(火曜日)

出席委員

五月十三日 輸出入取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（參議院送付）員に選任された。

本日の会議に付した案件  
合成ゴム製造事業特別措置法案（内閣提出第一五四号）  
輸出入取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（參議院送付）

提出、衆法第三〇号)  
下請代金支払遅延等防止法の一部を  
改正する法律案(水谷長三郎君外十三名  
三名提出、衆法第三一号)  
百貨店法の一部を改正する法律案  
(水谷長三郎君外十三名提出、衆法  
第三二号)

務次官  
長谷川四郎君  
業事務  
局長) 松尾泰一郎君

穏君  
中崎  
敏君

通商産業政務次官	長谷川四郎
官(通商局長)	松尾泰一郎君
通商産業事務官	齊藤 正年君
(輕工業局長)	爲治君
中小企業庁長官	川上
委員外の出席者	齊藤 正年君
通商産業事務官	熊谷 典文君
(輕工業局有機化學第一課長)	新井 泰助君
通商産業事務官	越田 清七君
(輕工業局有機化學第一課長)	
専門員	

委員鈴木義男君辞任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委

そこで第一に、この法案の提出までの過程並びに審議の経過から見ますと、何だか割り切れないものがあるのです。何だか割り切れないものがあるのです。何だか割り切れないものがあるのです。

うわが党の佐々木君からもこの質問があつたと思うのですが、きょうよいよこの法案に対する最後的態度

が必要ではないかと考えるのであります。従いましてまた原料の供給者等についても、同じような意味において、あまり過大にウエートが株式の上にお

も特殊の加工上の困難性等があつて、そういうものについては従来ややもすれば中小のゴム工業は非常に不安定な立場に立つておるのだから、そういうう

六四九

三十九号

を決定する上において、さらであらた

でもらいたいと思うのであります。

○審議政府委員 大へんこもつもの  
ことでございます。この会社の発足は  
国会終了後になりますけれども、適當  
な機会にその進行状況を御報告したい  
と思います。なお会社としていろいろ  
な事業計画の具体的なものがまります  
すれば、さらにそのときに御報告する  
というふうに、逐次御報告をしていき  
たいと思います。

○中崎委員 次にこの株式の引き受け  
一腹換算する余地があるのかどうかと  
いうことをお尋ねしたいのであります。  
す。要は株式の場合においても、あ  
りにある特別の利害関係のある者が、  
しかも少數の業者であるというなら  
ずが、ほとんど全部を網羅した形に  
してその需要者がある場合、しかも單  
策的な意義を持つたものであつて、相  
当広い分野からこの株式などを募集さ  
れるという性格の場合において、あ

の供給を受ける需要者が、業界全体としてはほとんど独占的な形においてその供給を受けるという関係等もあります。これが株式の三分の二も持ち、支配的な立場を持つていうことは、利害の相反する上において適正を欠くのではないかというふうな点もありますので、この点についてはあまりにそれを過大なウエートを持たせないことが必要ではないかと考えるのであります。従いましてまた原料の供給者等についても、同じような意味において、あまり過大にウエートが株式の上において

引き受け並びに主たる役員等の点において公正妥当な一つのあり方が望ましいと思うのですが、この点などかということをお尋ねすると同時に、もう一点、そのかわりゴム工業界の努力を得る必要があるのはもちろんのこととありますて、むしろこの合成ゴム工業が今後誕生して、いよいよ製品ができる場合においては、天然ゴムよりも特殊の加工上の困難性等があつて、そういうものについては従来やもすれば中小のゴム工業は非常に不安定な立場に立つておるのだから、そういうふうに

のを今回機会において特別に助長する上において、あるいは工業組合とかそれが協同的な中間体を作る、そういう施設を作る上において政府がその必要な協力をするという育成の考え方をする必要があるのじやないだらうか、大体この二点について政府の方をお尋ねしておきたいのであります。

○齋藤政府委員 新会社の株式及び役員に関しての御質問でございますが、合成ゴムという製品は、さしあたり現在のところはほとんどゴム業者だけが使う品目でございます。従つてゴム業界がこの会社に対して協力するかどうかといふことが、この会社の存立あるいは順調な発展と、いふうなもの一番大事な点でありますので、われわれいたしましては、ゴム業者全部に参加してもらいまして、業界の共同の会係の者もやはりできるだけ広い範囲で入ってもらいまして、この会社の運営に協力してもらいたい、このように考ります。なお技術関係あるいは原料関係の者もやはりできるだけ広い範囲で入つてもらいまして、この会社の運営におけるわけであります。もちろん株式の引き受けにつきましては、特定の二、三の会社が支配的な力を持つような形にならないように、われわれとしてもございまして、特定の企業が特別な支配力を持つようなことが絶対にないよう監督していくたい、ただし株式について申しましたように、業界が心から協力できる形を持っていくことは、役員の構成についても必要ではないか、このように考えております。

それから御質問の第二点の、中小企業に対する対策でございますが、これは全く仰せの通りでございまして、この会社の生産量のうちで相当部分はどうしても中小のゴム業者を使ってもらわなければならぬものでありますから、現在の設備だけで十分使い切れないと、いうような業者につきましては、これにお話しの協同組合のような制度が多分適當だと思ひますので、そういう組織を使いまして、十分使いこなせるようには政府の方としても援助したい、またこの新会社としても当然そういう方面に努力をすべきであると思つております。

○中崎委員 ちょっと最初の点について承認としないものがあるのでもう一度質問してみたいと思う。この会社はゴム関係業者の自分たちの会社であるといふ考え方を持つて進んでいきたい。この会社は、国民の会社でもある。同時に原料を供給する者の会社もある。あるいは技術の関係を持つところの会社側方に協力してもらいたい、このように考めたれつして一つのものを作り上げていくのだという考え方の上に立つていてのくだり、これはわかつていい。ところがのだと、ということを確認願うと同時に、元来この人造ゴムは、ゴム業者が使うのだ、これはわかつていい。ところが現在においても外国からどんどん輸入して使つていい。しかも外国から輸入してきたものと同じ価格の、同じ質のものを今度の会社において提供するといふことになつていいのだから、好んで外国から輸入する必要はない。国内のゴム業者は、この会社ができるでないにかかわらず、どこから買うの

は、あまりきつていい。しかもこの会社は一ぺんに四万五千トン作るのではなく、最初はごく少量で、だんだんと民衆の需要にびしやつと合うように施設とか技術とか、生産が進められることになつて、そういう意味において、必ずしも七割に近い方に片寄らなくて、十分に運用できます。その点は十分気をつけていただき正に——ウエートをどちらにもかけるな、三つにも四つにも割れといふ考え方ではないだけれども、あまりも一つに片寄り過ぎて、その発言が大勢はいけない。この前のように、ゴム業者の一、二がそうしたというのなら、これは一、二の特定の会社に指導力を持たせないということは言えるかもしれないが、ゴム工業が一丸となつて独立的な形においてやるのだからそういうことが言われる。それから一、二の会社がどうのこうのというのではないに、ゴムならゴムの需要者、その方面にもあまりに大きなウエートをかけ過ぎてはいけないのではないか、こういうことを言うていいのだから、この点も含んで、今私が言つたよおそその線において、結局においてそういう妥当な結論を生むような運営をしてもらいたい、こういうのが私の希望なんですが、そういう点についてもう一度

○齋藤政府委員 先ほどお答えしましたのが不十分だったかと思いますが、これは全くお話を通りでござります。株式の引き受けでも、役員の選任では、まだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社

は、従来は電源開発会社が、石油資源開発会社のごとく特殊法人となつておられ、政府出資をする以上は当然あります。しかし合成ゴム製造事業特別措置法案について、日本社会党を代表して討論を行わんとするものであります。まず、合成ゴムの国産化の必要性について、今はさら多言を要しないと思ふ。しかし合成ゴム製造の会社の性格については賛意を表するものであります。しかし合成ゴム製造事業特別措置法案について一言いたしたいと思ひます。本法によりますと、本年度は開発銀行による出資によつて出資し、その後一年後において政府の直接出資に切りかえることになつていいのあります。しかも一年後の会社の性格については、いまだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社

は、従来は電源開発会社が、石油資源開発会社のごとく特殊法人となつておられ、政府出資をする以上は当然あります。しかし合成ゴム製造の会社の性格について一言いたしたいと思ひます。本法によりますと、本年度は開発銀行による出資によつて出資し、その後一年後において政府の直接出資に切りかえることになつていいのあります。しかも一年後の会社の性格については、いまだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社

は、従来は電源開発会社が、石油資源開発会社のごとく特殊法人となつておられ、政府出資をする以上は当然あります。しかし合成ゴム製造の会社の性格について一言いたしたいと思ひます。本法によりますと、本年度は開発銀行による出資によつて出資し、その後一年後において政府の直接出資に切りかえることになつていいのあります。しかも一年後の会社の性格については、いまだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社

は、従来は電源開発会社が、石油資源開発会社のごとく特殊法人となつておられ、政府出資をする以上は当然あります。しかし合成ゴム製造の会社の性格について一言いたしたいと思ひます。本法によりますと、本年度は開発銀行による出資によつて出資し、その後一年後において政府の直接出資に切りかえることになつていいのあります。しかも一年後の会社の性格については、いまだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社



とする」を「限る」に改め、同条第七項を削る。

第二十九条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第二十八条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第二十一条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第二十二条中「第三十条第四項」を「第十九条第二項、第三十条第三項」に、「規定による指定を受けた」を「規定により第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項若しくは第二項第三十条第一項若しくは第二項第三十一条第一項において準用する場合の前項において準用する場合を含む。」、「第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項第三十一条第一項において準用する場合の前項において準用する場合を含む。」若しくは前条第一項の通産業省令(以下「規制命令」という。)に係る事務を処理するに改め、「若しくは職員」の下に「であつてその事務に従事するもの」を加え、同条の次の次の一条を加える。

(役員の解任)

第三十二条の二 通商産業大臣は、第二十八条第五項(第二十九条第一項、第三十条第三項又は第三十

一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合又は輸出入組合の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不恰當に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるとときは、これを解任することができる。

第三十二条の二の次に次の一章を加える。

## 第七章 指定機関

### (指定機関)

第三十二条の三 輸出業者は、貨物の種類ごとに政令で定める法人(以下「指定機関」という。)から購入したものでなければ、政令で定める種類の貨物(以下「指定貨物」という。)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」という。)に輸出してはならない。

第三十二条の四 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の販売の業務を行なう事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があったときも、同様とする。

### (業務)

第三十二条の五 指定機関は、当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の購入及び販売並びにこれに付帯する業務(以下「指定業務」という。)以外の業務を行つてはならない。ただし、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

### (業務の休廃止)

第三十二条の八 指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けなければ、指定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

### (業務の方法)

2 指定機関は、指定業務を誠実かつ公正に行わなければならない。

### (業務の方法)

第三十二条の六 指定機関は、指定機関となつた後遅滞なく、指定業務について業務の方法を定め、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならぬ。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めていること。

2 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の受託を含む。以下同じ。)及び販売の業務を適確かつ円滑に行なうに十分な経営的基礎を有すること。

3 当該法人が申出をしたこと。

第三十二条の七 指定機関は、毎事業年度開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく),その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の販売の業務を行なう事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があつたときも、同様とする。

第三十二条の八 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

2 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

第三十二条の九 指定機関の役員の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議(準用)

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、当該指定貨物の購入及び販売の価格その他取引条件並びに購入及び販売の方法を定めておかなければならぬ。

3 第二十二条の十一 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令を行うべきである。

2 指定機関は、指定業務を誠実かつ公正に行わなければならない。

3 第二十二条の十二 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経営の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

物についての主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任)

第三十二条の十 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行なう役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は第三十二条の六第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行つたときは、これを解任することができる。

2 前項の業務の方法には、当該指定貨物の購入及び販売の価格その他取引条件並びに購入及び販売の方法を定めておかなければならぬ。

3 第二十二条の七 指定機関は、毎事業年度開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく),その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の販売の業務を行なう事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があつたときも、同様とする。

第三十二条の八 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

2 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

第三十二条の九 指定機関の役員の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議(準用)

第三十二条の十三 第二十二条の規

定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。  
第三十三条の前に次の章名を加える。

#### 第八章 雜則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の二項を加える。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に関し指定機関が行う正当な行為には適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五条の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。  
第三十七条中「若しくは第二十一條」を、第二十一条若しくは第三十二条の三第一項に改める。  
第三十八条第一項中「第六条第一項若しくは第二項又は第十八条（第二十七条において準用する場合を含む。）を「第六条第一項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）を改め、同条第二項中「第六条第三項」の下に「又は第三十二条の二」を加える。

第三十九条第一項中「処分」の下に「又は第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十二条の二）を加える。

第一類第九号 商工委員会議録第三十九号 昭和三十二年五月十四日

#### 十一条第二項において準用する場合を含む。」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

「第七章 訴則」を第九章 訴則  
第三十三条第四号中「第三十二条」の下に「（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十一条の次に次の二条を加える。

2 第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合の役員又は職員で、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五条の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十七条中「若しくは第二十一條」を、第二十一条若しくは第三十二条の三第一項に改める。  
第三十八条第一項中「第六条第一項若しくは第二項又は第十八条（第二十七条において準用する場合を含む。）を「第六条第一項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）を改め、同条第二項中「第六条第三項」の下に「又は第三十二条の二」を加える。

第三十九条第一項中「処分」の下に「又は第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十二条の二）を加える。

第一類第九号 商工委員会議録第三十九号 昭和三十二年五月十四日

#### 四項」を「若しくは第二十八条第四項に改め、「命令」の下に「又は第四十六条の二 指定機関が第三十二条の三第二項の規定」を加え

る。

第三十二条の三第二項の規定」を加え

る。

第三十三条第二項中「第三十二条」の下に「（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十三条第四号中「第三十二条」の下に「（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四条の次に次の二条を加え

る。

第三十四条の二 次の場合には、そ

の行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二 第三十二条の六第一項又は第

三十二条の七第一項の認可を受ける。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

三 第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

二 第三十二条の六第一項又は第

三十二条の七第一項の認可を受ける。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務を行つたとき。

#### 第四十六条の次に次の二条を加え

る。

二条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした

指定機関の役員又は職員は、一万元以下の罰金に処する。

附 則

昭和三十二年五月十三日

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

厚生省設置法（昭和二十四年法律五百一一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十一号の二中「認可す

る」を「認可し、及びその物質に係る輸出組合、輸入組合若しくは輸入組合の役員若しくは職員で、この限りでない。

第三十四条の二 次の場合には、そ

の行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二 第三十二条の六第一項又は第

三十二条の七第一項の認可を受ける。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務を行つたとき。

三 第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

二 第三十二条の六第一項又は第

三十二条の七第一項の認可を受ける。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務を行つたとき。

#### 関を監督する」に改める。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正

議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十二年五月十三日

衆議院議長 益谷秀次殿

参議院議長 松野鶴平

第三十二条中「第三十条第四項」を

「第二十九条第二項、第三十条第三項」に「規定による指定を受けた」を

「規定により第二十九条第一項若し

くは第二項（前条第一項において準

用する場合を含む。）、第二十九条第

一項、第三十条第一項若しくは第二

項（前条第二項において準用する場

合を含む。若しくは前条第一項の通

商産業省令（以下「規制命令」とい

う。）に係る事務を処理するに改め、

「若しくは職員」の下に「であつてそ

の事務に従事するもの」を加え、同

条の次に次の二条を加える。

（参考）小字及びは修正

第三十二条中「第三十条第四項」を

「第二十九条第二項、第三十条第三項」に「規定による指定を受けた」を

「規定により第二十九条第一項若し

くは第二項（前条第一項において準

用する場合を含む。）、第二十九条第

一項、第三十条第一項若しくは第二

項（前条第二項において準用する場

合を含む。若しくは前条第一項の通

商産業省令（以下「規制命令」とい

う。）に係る事務を処理するに改め、

「若しくは職員」の下に「であつてそ

の事務に従事するもの」を加え、同

条の次に次の二条を加える。

○当該輸出組合、輸入組合又は輸出組合と輸入組合とに對し  
○これが解任することができる。

2 前項の効果があったときは、當該輸出組合は、正當な理由  
合、輸入組合又は輸出組合は、正當な理由  
がない限り當該効果を係る役員を、總会の議決  
で解任しなければならない。

第二十七条中「若しくは第二十一  
條」を、「第二十二条○若しくは第三  
十一条の二第一項」に改める。

三十一条第二項又は第三十条第五  
項において準用する場合を含む。

第三十八条第二項中「第六条第一  
項若しくは第十八条（第一  
二十七条において準用する場合を含  
む。）を「第六条第一項（第一  
三項において準用する場合を含む。）  
若しくは第二項又は第十八条（第一  
二十七条において準用する場合を含  
む。）を「第六条第一項（第一  
三項において準用する場合を含む。）

十二条の二第一項」に改める。  
第三十九条第二項又は第三十条第五  
項において準用する場合を含む。

第三十三条第一項中「第六条第一  
項若しくは第十八条（第一  
三項において準用する場合を含む。）  
又は第二十三条第三項において準用  
する場合を含む。」第十八条（第十  
九条の六又は第二十七条において準  
用する場合を含む。）又は第三十二条  
の二に改め、同条第二項中「第六条  
第三項」の下に「又は第三十二条の  
十」を加える。

○長谷川政府委員 輸出入取引法の一  
部を改正する法律案の提案理由を御説  
明申上げます。

輸出入取引法は昭和二十七年八月に  
制定されて以来、二十八年八月、三十  
年八月の改正を経て、今回第三回目の  
改正となるわけであります。この間、  
輸出入取引法に基き三十四の輸出組  
合、一の輸出組合が設立され、現在  
約七十件の輸出または輸入に関する協

定の締結、組合員の順守すべき事項の  
設定が行われ、関係業界の自主的協調

態勢の強化も見るべきものがありま  
す。しかししながら、輸出輸入とも過  
競争がなお依然として行われ、わが

國貿易の健全な発展上種々の障害を与  
える事例が跡を断つてないことは御

承知の通りであります。申すまでもな  
く、ひとりわが國貿易の健全な発展を

かるためのみならず、國際貿易の円  
滑な遂行に寄与するために、一日も

早くかよくな過当競争を排除し、輸出  
項若しくは第二項又は第十八条（第一  
二十七条において準用する場合を含  
む。）を「第六条第一項（第一  
三項において準用する場合を含む。）

三項において準用する場合を含む。）

若しくは第二項（第七条の二第三項  
第十九条の四第三項において準用  
する場合を含む。）又は第三十二条の  
三項において準用する場合を含む。）

又は第二十三条第三項において準用  
する場合を含む。）  
第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引

過当競争の排除と貿易における協調態勢の確立を意図するものであります。このたび提案をいたしました輸出入取引法

の一部を改正する法律案は、かようなことが、わが國貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。この

ことから、わが國貿易の健全な発展をはかるためのみならず、國際貿易の円滑な遂行に寄与するために、一日も早くかよくな過当競争を排除し、輸出

項若しくは第二項又は第十八条（第一二十七条において準用する場合を含む。）を「第六条第一項（第一三項において準用する場合を含む。）

三項において準用する場合を含む。）

若しくは第二項（第七条の二第三項  
第十九条の四第三項において準用  
する場合を含む。）又は第三十二条の  
三項において準用する場合を含む。）

又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）  
第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引

過当競争の排除と貿易における協調態勢の確立を意図するものであります。このたび提案をいたしました輸出入取引法

の一部を改正する法律案は、かようなことが、わが國貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。この

ことから、わが國貿易の健全な発展をはかるためのみならず、國際貿易の円

滑な遂行に寄与するために、一日も

早くかよくな過当競争を排除し、輸出  
項若しくは第二項又は第十八条（第一  
二十七条において準用する場合を含  
む。）を「第六条第一項（第一  
三項において準用する場合を含む。）

三項において準用する場合を含む。）

又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）  
第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引

過当競争の排除と貿易における協調態勢の確立を意図するものであります。このたび提案をいたしました輸出入取引法

の一部を改正する法律案は、かようなことが、わが國貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。この

ことから、わが國貿易の健全な発展をはかるためのみならず、國際貿易の円

滑な遂行に寄与するために、一日も

早くかよくな過当競争を排除し、輸出

項若しくは第二項又は第十八条（第一  
二十七条において準用する場合を含  
む。）を「第六条第一項（第一  
三項において準用する場合を含む。）

三項において準用する場合を含む。）

又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）  
第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引

過当競争の排除と貿易における協調態勢の確立を意図するものであります。このたび提案をいたしました輸出入取引法

の一部を改正する法律案は、かようなことが、わが國貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。この

ことから、わが國貿易の健全な発展をはかるためのみならず、國際貿易の円

滑な遂行に寄与するために、一日も

早くかよくな過当競争を排除し、輸出

ず、生産業者または販売業者の經營の運営も阻害されるため、これに対処し、安定も阻害されるため、これに対処し、輸入が必要である場合に、その貨物の輸入業者と生産業者または販売業者との間に共同の買取りまたは販売

機関とし、その業務の公正を確保する

要があると認めるときは、この機関を

した。

これを要するに、この法律案はわが國貿易の特質と現状に即応するよう、もあるいはこの機関とし、その業務の公正を確保する機関と、ひとたび提案をいたしました輸出入取引法の規定をさらに整備して、輸出取引及び輸入取引の秩序確立をはかるため所要の監督を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重審議の上御可決あらんことを切望する次第であります。

○福田委員長 この際松尾通商局長より本案に対し補足説明をいたしたいと申出がありますので、これを許します。松尾通商局長。

○松尾（泰）政府委員 お手元に輸出入取引法改正要綱をお配りしてありますので、それを読みながら若干補足説明をさせていただきます。

第一に輸入協定の締結事由の制限の緩和であります。「輸入業者は、次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それをお読みながら若干補足説明をさせていただきます。

第三に、輸出、輸入または輸出入調整に関するアウトサイダー規制命令が行われる場合に、その命令にかかる事務の一部を輸出組合、輸入組合または輸出組合に処理させることができる」ととし、事務処理の能率化と簡素化をはかることとしたしました。

次は第三号でございますが、最近の外国における資源の開発状況にかんがみましてわが方もこの開発に協力をすら、国际的取引条件に比べて著しく不利な輸入取引条件が課せられ、あるいはそのおそれがある場合に、輸入業者が協定を締結できるというよう範囲をかなり拡大しようという趣旨でござります。

れ、またはそのおそれがあること。  
二、通商協定の実施等のため、貨物の輸入が必要である場合に、その貨物の輸入業者と生産業者または販売業者との間に共同の買取りまたは販売

機関とし、その業務の公正を確保する

要があると認めるときは、この機関を

した。

の輸入過当競争といふような原因から、国际的取引条件に比べて著しく不利な輸入取引条件が課せられ、あるいはそのおそれがある場合に、輸入業者が協定を締結できるというよう範囲をかなり拡大しようという趣旨でござります。

次は第三号でございますが、最近の

外国における資源の開発状況にかんがみましてわが方もこの開発に協力をすら、国际的取引条件に比べて著しく不利な輸入取引条件が課せられ、あるいはそのおそれがある場合に、輸入業者が協定を締結できるというよう範囲をかなり拡大しようという趣旨でござります。

れ、またはそのおそれがあること。  
二、通商協定の実施等のため、貨物の

輸入が必要である場合に、その貨物の

輸入業者と生産業者または販売業者

との間に共同の買取りまたは販売

機関とし、その業務の公正を確保する

要があると認めるときは、この機関を

した。

れておるということにあるのではな  
いかと思うのであります。必要が痛感  
されながら、実情はそのようにうまく  
行つておりませんので、今回こういう  
業者が協定をし得る場合を拡大をしま  
して、輸入貿易の秩序の確立なり輸入  
貿易の健全な発達に資したいという趣  
旨でございます。

それから次に移ります。「第二アウト

サイダー規制命令にかかる事務の処理、  
通商産業大臣は、アウトサイダー規制命

令の円滑な実施をはかるため必  
要があると認めるときは、その命令に  
かかる事務の一部を輸出組合、輸入

組合または輸出入組合に処理させるこ  
とができる」とすることとすること。

なおこの場合において、通商産業大臣  
の役員が命令にかかる事務を不当  
に処理した場合には、これを解任す  
ることができるとすることとすること。  
現行法によりますと、通商産業大臣  
がいわゆるアウトサイダー規制命令を  
出した場合には、たとえば通商産業大  
臣の承認を受けなければならぬとい  
ふうな命令を出示しました場合には、通  
商産業大臣の直接管理になるわけであ  
ります。すなわち直接通商産業大臣の  
承認を受けるということになるわけであ  
りますが、その場合におきまして  
も、現在通商産業大臣の輸出承認に関  
する事務を処理するために特に必要が  
ある場合には、特定の輸出組合を経由  
しまして、輸出承認申請に関する書類  
を提出させることができるようににな  
つておるのであります。これを経由組合  
の制度と申しておりますのであります。も  
ちろんこの経由組合の制度もかなりの  
効果もあるわけであります。この制  
度は輸出取引秩序確立のために政

府による直接管理のほか、業界における  
相互監視機能を活用するというふう  
な点におきまして、かなりの効果があ  
ることはもちろんでございますが、最  
近におきます輸出組合の機能の強化と  
協定活動の活性化にかんがみまして、  
この経由組合の制度を一步進めまし  
て、単なる書類の経由事務にとどまら  
ず、アウトサイダー規制に関する相当  
の事務を関係の組合に処理させること  
ができることとしようということによ  
りまして、経由組合の制度をより以上  
に能率的にこの事務の処理をさせよ  
う、こうしたわけであります。この点  
につきまして参議院におきまして修正  
をされましたのは、この事務の一部を  
関係の組合に処理させることができ、  
この場合もちらん政令をもつていただ  
けたのですが、この場合に輸出取引  
を審議会に諮問をして、この事務の一  
部を処理させるというふうに改正をせら  
れたのであります。政府原案におきま  
しては、アウトサイダーの規制命令は  
審議会に諮問をして、この事務の一  
部を指定期間でなければ、そ  
の貨物を輸出してはならないこととす  
ること。一、輸出業者がその購入また  
は販売の機関から購入して輸出してい  
ること。二、その購入額がその貨物の総輸出額に対し相当  
の比率を占めていること。三、その購  
入または販売の機関が十分な経理的基  
礎を有していること。三、その購入ま  
たは販売の機関が指定機関として指定  
された旨の申出をしたこと。2、指  
定機関の業務の方針、事業計画等業務  
に関する重要な事項について通商産業  
大臣及び当該貨物についての主務大臣  
は所要の監督を行うこととすること。  
3、独占禁止法の規定は、指定機関の行  
う正当な行為には、適用しないことと  
することと若干補足を申しますと、ま  
ずこの指定機関の指定に当たりまして  
は、生産業者または輸出業者の段階に  
おきまして適法な共同行為がありまし  
て、たとえば輸出業者ならば輸出取  
引法、製造業者ならば輸出取引法、ある  
こととしております中企團法、ある

府による直接管理のほか、業界における  
相互監視機能を活用するというふう  
な点におきまして、かなりの効果があ  
はないかということで、解任の勧告と  
して、輸入貿易の秩序の確立なり輸入  
貿易の健全な発達に資したいという趣  
旨でございます。

それから次に移ります。「第二アウト  
サイダー規制命令にかかる事務の処理、  
通商産業大臣は、アウトサイダー規制命  
令の円滑な実施をはかるため必  
要があると認めるときは、その命令に  
かかる事務の一部を輸出組合、輸入  
組合または輸出入組合に処理させるこ  
とができる」とすることとすること。  
現行法によりますと、通商産業大臣  
がいわゆるアウトサイダー規制命令を  
出した場合には、たとえば通商産業大  
臣の承認を受けなければならぬとい  
ふうな命令を出示しました場合には、通  
商産業大臣の直接管理になるわけであ  
ります。すなわち直接通商産業大臣の  
承認を受けるということになるわけであ  
りますが、その場合におきまして  
も、現在通商産業大臣の輸出承認に関  
する事務を処理するために特に必要が  
ある場合には、特定の輸出組合を経由  
しまして、輸出承認申請に関する書類  
を提出させることができようにな  
つておるのであります。これを経由組合  
の制度と申しておりますのであります。も  
ちろんこの経由組合の制度もかなりの  
効果もあるわけであります。この制  
度は輸出取引秩序確立のために政

院におきまして、少しきつ過ぎるので  
あることはもちろんでございますが、最  
近におきます輸出組合の機能の強化と  
協定活動の活性化にかんがみまして、  
この経由組合の制度を一步進めまし  
て、単なる書類の経由事務にとどまら  
ず、アウトサイダー規制に関する相当  
の事務を関係の組合に処理させること  
ができることとしようということによ  
りまして、経由組合の制度をより以上  
に能率的にこの事務の処理をさせよ  
う、こうしたわけであります。この点  
につきまして参議院におきまして修正  
をされましたのは、この事務の一部を  
関係の組合に処理させることができ、  
この場合もちらん政令をもつていただ  
けたのですが、この場合に輸出取引  
を審議会に諮問をして、この事務の一  
部を指定期間でなければ、そ  
の貨物を輸出してはならないこととす  
ること。一、輸出業者がその購入また  
は販売の機関から購入して輸出してい  
ること。二、その購入額がその貨物の総輸出額に対し相当  
の比率を占めていること。三、その購  
入または販売の機関が十分な経理的基  
礎を有していること。三、その購入ま  
たは販売の機関が指定機関として指定  
された旨の申出をしたこと。2、指  
定機関の業務の方針、事業計画等業務  
に関する重要な事項について通商産業  
大臣及び当該貨物についての主務大臣  
は所要の監督を行うこととすること。  
3、独占禁止法の規定は、指定機関の行  
う正当な行為には、適用しないことと  
することと若干補足を申しますと、ま  
ずこの指定機関の指定に当たりまして  
は、生産業者または輸出業者の段階に  
おきまして適法な共同行為がありまし  
て、たとえば輸出業者ならば輸出取引  
法、製造業者ならば輸出取引法、ある  
こととしております中企團法、ある

ことができるということころは、参議  
院におきまして、少しきつ過ぎるので  
あることはもちろんでございますが、最  
近におきます輸出組合の機能の強化と  
協定活動の活性化にかんがみまして、  
この経由組合の制度を一步進めまし  
て、単なる書類の経由事務にとどまら  
ず、アウトサイダー規制に関する相当  
の事務を関係の組合に処理させること  
ができることとしようということによ  
りまして、経由組合の制度をより以上  
に能率的にこの事務の処理をさせよ  
う、こうしたわけであります。この点  
につきまして参議院におきまして修正  
をされましたのは、この事務の一部を  
関係の組合に処理させることができ、  
この場合もちらん政令をもつていただ  
けたのですが、この場合に輸出取引  
を審議会に諮問をして、この事務の一  
部を指定期間でなければ、そ  
の貨物を輸出してはならないこととす  
ること。一、輸出業者がその購入また  
は販売の機関から購入して輸出してい  
ること。二、その購入額がその貨物の総輸出額に対し相当  
の比率を占めていること。三、その購  
入または販売の機関が十分な経理的基  
礎を有していること。三、その購入ま  
たは販売の機関が指定機関として指定  
された旨の申出をしたこと。2、指  
定機関の業務の方針、事業計画等業務  
に関する重要な事項について通商産業  
大臣及び当該貨物についての主務大臣  
は所要の監督を行うこととすること。  
3、独占禁止法の規定は、指定機関の行  
う正当な行為には、適用しないことと  
することと若干補足を申しますと、ま  
ずこの指定機関の指定に当たりまして  
は、生産業者または輸出業者の段階に  
おきまして適法な共同行為がありまし  
て、たとえば輸出業者ならば輸出取引  
法、製造業者ならば輸出取引法、ある  
こととしております中企團法、ある

いは輸出水産物の製造業者であるなら  
ば輸出水産物振興法というような、そ  
れぞの法律に基きまして、関係のこ  
とに改訂をせられたのであります。また従いまして、独禁法  
の規定もこの指定機関の行う正当な行  
為には適用しないという建前になつて  
おるのであります。

○管本委員長代理 本案に対する質疑  
は後日に行なうことにしておいたしま  
す。

簡単ですが、これをもつて終  
ります。

○管本委員長代理 本案に対する質疑  
は後日に行なうことにしておいたしま  
す。

○管本委員長代理 去る四月三十日本  
委員会に付託せられた水谷長三郎  
君外十三名提出、中小企業に対する官  
公需の確保に関する法律案、下請代金  
支払遅延等防止法の一部を改正する法  
律案、百貨店法の一部を改正する法律  
案、以上各案を一括議題とし、審査に  
入ります。中小企業に対する官公需  
の確保に関する法律案について、趣旨  
の説明を求めます。八木昇君。

○管本委員長代理 去る四月三十日本  
委員会に付託せられた水谷長三郎  
君外十三名提出、中小企業に対する官  
公需の確保に関する法律案、下請代金  
支払遅延等防止法の一部を改正する法  
律案、百貨店法の一部を改正する法律  
案、以上各案を一括議題とし、審査に  
入ります。中小企業に対する官公需  
の確保に関する法律案について、趣旨  
の説明を求めます。八木昇君。

○管本委員長代理 中小企業に対する官  
公需の確保に関する法律案  
○管本委員長代理 中小企業に対する官  
公需の確保に関する法律案

○管本委員長代理 中小企業に対する官  
公需の確保に関する法律案

○管本委員長代理 第二条 この法律は、国及び公共企  
業体が役務又は物資を調達する等  
のため請負、買入その他の契約を  
する場合において、中小企業に対  
する割当を確保する措置を講じ、  
もつて中小企業の事業活動分野の  
維持とその健全な発達に資するこ  
とを目的とする。

○管本委員長代理 第二条 この法律は、国及び公共企  
業体が役務又は物資を調達する等  
のため請負、買入その他の契約を  
する場合において、中小企業に対  
する割当を確保する措置を講じ、  
もつて中小企業の事業活動分野の  
維持とその健全な発達に資するこ  
とを目的とする。

第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各府の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国又は公社(以下これらを「国等」という。)を当事者の一方とする契約で、國等以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をなすべきものをいう。

4 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業につては三十人)をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業組織法(昭和三十二年法律第号)に規定する中小企業等協同組合(信用協同組合、火災共済協同組合及び同法第二十四条第一項又は第三項の事業を行ふ協同組合連合会を除く)をいう。

(中小企業者とするべき官公需契約の割合の公示)

第五条 各省各府の長又は公社の長

定により公表された割合に達するよう努めるものとする。(契約の特例)

第五条 各省各府の長又は公社の長は、第三条の規定により公表された割合に達するため必要があるときは、それぞれの機関における契約における一般競争入札に関する法令又は規則の規定にかかるらず、官公需契約につき中小企業者のみの競争に付することができ

(実績の報告)

第六条 各省各府の長は内閣総理大臣に対し、公社の長はそれぞれそ

の主務大臣に対し、会計年度終了後三月以内に当該年度において中

小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。(勧告)

第七条 内閣総理大臣は各省各府の

長又は公社の主務大臣に対し、公社等の主務大臣は公社の長に対し、各省各府又は公社の官公需契約に関し必要な勧告をすることができる。

(審議会)

第八条 総理府に、中小企業官公需契約の割合の公示

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需契約審議会の答申に基き、國等が中小企業者となすべき官公需契約の量の国等が

合を定め、これを公表するものとする。

(各省各府の長等の義務)

第四条 各省各府の長及び公社の長は、毎会計年度においてする官公需契約につき、少くとも前条の規定に応じ第三条の割合の決定について

て調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に關し内閣総理大臣に對し意見を申し出ることができるものとする。

第五条 審議会の組織、議事及び運営その他の審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行についての必要な事項は、政令で定める。

1 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中売春対策審議会の項の次に次のように加える。

中小企 業公需 契約審 議会	中小企業に対する官公需の確保に関する法律(昭和三十二年法律第号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------------------	--

本案施行に要する経費

官公需の確保に関する法律(昭和三十二年法律第号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

○八木(昇)委員

ただいま議題となりました中小企業に対する官公需の確保

平年度約一千萬円の見込である。

○八木(昇)委員

ただいま議題となりました中小企業に対する官公需の確保

平年度約一千萬円の見込である。

○八木(昇)委員

ただいま議題となりました中小企業に対する官公需の確保

性としてのみ可能であったわけであります。中小企業は残された狭隘な市場をめぐって、その相互間の過度競争は激化するばかりであります。さらに最近では大企業による中小企業分野への進出は製造、販売その他すべての部門で顕著となり、中小企業者の存立に問題として存在しておるのであります。こうした中小企業問題の根本的な解決は、國の財政、金融その他万般に及ぶ総合的な施策を待つて初めて可能であることは言うまでもないのであります。しかし現実にはこのような施策が望み得ない今日の段階において、せめて中小企業の事業活動の分野を可能な限り確保していく措置がとられていかねばならないと信ずるものでござります。その意味において、まず国及び公共企業体等が率先してこの問題に對処すべきであると考えるのであります。アメリカにおいては國防省の総予算のうち一割以上を中小企業に発注しなければならないとの規定が施行せられております。このことはわが国における官公需品の発注が大企業に偏り、中小企業はほとんど顧みられないのと比べて特に重視されなければなりません。昭和三十一年度における国及び公共企業体並びに地方公共団体等の物件費の総額は九千億をこえる膨大な額になります。そこでますます國及び公共企業体のなす物質の調達、工事の請負その他契約について、中小企業に対し一定割

合を確保せんとするのが本法律案の目的であります。

この法律案の内容の大要は次の通りであります。まず第一に、学識経験者を中心構成された中小企業官公需契約審議会において、國及び公共企業体が中小企業者となすべき官公需契約の割合を調査審議せしめ、その答申に基づき内閣総理大臣がその割合を公表することとしたのであります。

次に各機関にその公表された割合に達するよう努力する義務を負わしめ、その割合を達成するために必要がある場合は、契約の特例を設けて、中小企業者のみに對して競争入札を行ふこと

ができることとしているのであります。

第三に、毎会計年度において中小企業者となしの官公需契約の実績について、主務大臣または内閣総理大臣に対して報告をなさしめ、一方官公需契約を達成するため、内閣総理大臣または主務大臣に必要な勧告を行わしめることがあります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。どうか慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○笠本委員長代理 次に下請代金支払遅延等防止法の一部

遅延等防止法の一部を改正する法律案並びに百貨店法の一部を改正する法律案について、その趣旨の説明を求めます。田中武夫君。

戦後の経済復興過程を通じ、保守党の貫した独占資本擁護の経済政策によつて独占資本は再建されました。それが一方において中小企業を儀約について、中小企業に対し一定割合を確保するとしましても、毎年一千億に及ぶ需要が保証されるわけではありません。そこでますます國及び公共企業体のなす物質の調達、工事の請負その他契約について、中小企業に対し一定割合を確保せんとするのが本法律案の目的であります。

合を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部

を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一

部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和



法律に規定する権限を実施するため  
必要な限度において、百貨店業者  
若しくはその団体から必要な報告  
を徴し、又はその職員をしてその  
店舗、事業所若しくは事務所に立  
ち入り、業務の状況、帳簿書類、  
設備若しくは商品の検査をさせる  
ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする  
職員は、その身分を示す証明書  
を携帯し、関係人の請求があつた  
ときは、これを提示しなければな  
らない。

第十八条及び第二十条第二号中  
「第十条の下に第一項」を加える。

第二十一条次の各号の一に該当す  
る者は、三十万円以下の罰金に処  
する。

二 第六条第一項若しくは第  
二項を新設し、又はその床  
面積を増加した者

三 第七条の三第一項若し  
くは第二項の規定に違反した者  
二項又は第七条の三第一項若し  
くは第二項の規定による命  
令に違反した者

附 则

1 この法律は、政令で定める日か  
ら施行する。

2 この法律施行の際この法律によ  
る改正後の百貨店法(以下「新法」  
と称す)の規定により百貨  
店業を営むこととなる者は、新法  
第三条の許可を受けたものとみな  
す。

3 前項の規定により新法第三条の  
規定を見ますに、一般に好景気がうたわ  
れた経済の情勢にもかかわらず、下請  
店舗の支払い遅延は依然として改善さ  
れず、また下請代金の額が不當に低い  
押えられているため、そのしわは結局  
下請事業の労働者の賃金を寄せられ、  
大企業と中小企業における賃金格差は  
ますます大きくなっているのであります。  
すなわち、法の施行後本年の二  
月までにおける下請代金の支払い状況  
を公正取引委員会の実態調査によつて  
見ますに、一千の下請工場のうち今  
なお半数が九月末をこえる手形の交付  
を受けている状態であります。また最  
近労働省が発表した三十一年度職種別  
等賃金実態調査によると、全産業  
について一千人以上の企業に働く労働  
者の賃金を一〇〇%とすると、五百人  
から九百九十九人までの企業の賃金は  
八四%、百人から四百九十九人までが  
七七%、三十人から九十九人までは七  
一%、十人から二十九人までの企業にお  
ける労働者の賃金に至つてはわずかに六  
〇%という状態であり、前年度に比し大  
きくなっているのであります。従いまし  
てこうした下請事業者が並びにそこに從  
事する労働者の利益を守り下請取引の  
公正を確保せんとするものであります。  
本法律案の内容は次の通りであります。  
一つには、親事業者が下請事業者  
に対して支払う下請代金の額は、不当  
に低いものであつてはならず、下請事  
業の労働者の賃金が、親事業の労働者  
の賃金に比して著しく不均衡となるこ  
とが当然予想されるような下請代金の  
額を下請事業者に押しつけることとのな  
いように規定しているのであります。  
その第二は、親事業者が下請事業者  
に対する交付する書面には、單に下請代  
金の額だけではなく、返品の条件、換收  
期日、支払期日、支払手段を明記させ  
ることとしたのであります。次に

目以内に、新法第四条第一項各号  
に掲げる事項を記載した届出書に  
新法第四条第二項に規定する書類  
を添付して、通商産業大臣に提出  
しなければならない。

4 この法律施行の際現に百貨店業  
者である者のうち、新法第六条  
の許可を受けたものとみなす。  
この法律施行の際現に百貨店業  
者である者は、通商産業省令で定  
めることとなるものは、新法第七条の  
二第一項及び第七条の三第一項の  
許可をこの法律施行後二月以内に  
受けねばよい。

5 この法律施行の際現に国、地方  
公共団体、日本国有鉄道、日本專  
売公社及び日本電信電話公社がそ  
の所有に係る土地又は施設を百貨  
店業者の店舗の用に使用させてい  
る場合においては、その使用につ  
いては、新法第十六条の二の規定  
は適用しない。

6 この法律施行の際現に百貨店客  
識会の委員である者は、新法第十  
三条及び第十四条の規定にかかる  
在任する。

7 この法律施行の際現に百貨店客  
識会の委員である者は、新法第十  
三条及び第十四条の規定にかかる  
在任する。

○田中(武)委員 ただいま上程され  
た下請代金支払遅延等防止法の一部  
を改正する法律案の提案理由の御説明  
申し上げます。

1 この法律は、政令で定める日か  
ら施行する。

2 この法律施行の際この法律によ  
る改正後の百貨店法(以下「新法」  
と称す)の規定により百貨  
店業を営むこととなる者は、新法  
第三条の許可を受けたものとみな  
す。

3 前項の規定により新法第三条の  
規定を見ますに、一般に好景気がうたわ  
れた経済の情勢にもかかわらず、下請  
店舗の支払い遅延は依然として改善さ  
れず、また下請代金の額が不當に低い  
押えられているため、そのしわは結局  
下請事業の労働者の賃金を寄せられ、  
大企業と中小企業における賃金格差は  
ますます大きくなっているのであります。  
すなわち、法の施行後本年の二  
月までにおける下請代金の支払い状況  
を公正取引委員会の実態調査によつて  
見ますに、一千の下請工場のうち今  
なお半数が九月末をこえる手形の交付  
を受けている状態であります。また最  
近労働省が発表した三十一年度職種別  
等賃金実態調査によると、全産業  
について一千人以上の企業に働く労働  
者の賃金を一〇〇%とすると、五百人  
から九百九十九人までの企業の賃金は  
八四%、百人から四百九十九人までが  
七七%、三十人から九十九人までは七  
一%、十人から二十九人までの企業にお  
ける労働者の賃金に至つてはわずかに六  
〇%という状態であり、前年度に比し大  
きくなっているのであります。従いまし  
てこうした下請事業者が並びにそこに從  
事する労働者の利益を守り下請取引の  
公正を確保せんとするものであります。  
本法律案の内容は次の通りであります。  
一つには、親事業者が下請事業者  
に対して支払う下請代金の額は、不当  
に低いものであつてはならず、下請事  
業の労働者の賃金が、親事業の労働者  
の賃金に比して著しく不均衡となるこ  
とが当然予想されるような下請代金の  
額を下請事業者に押しつけることとのな  
いように規定しているのであります。  
その第二は、親事業者が下請事業者  
に対する交付する書面には、單に下請代  
金の額だけではなく、返品の条件、換收  
期日、支払期日、支払手段を明記させ  
ることとしたのであります。次に

用並びにタレミナル施設の設置を禁  
止し、また中小商業者の利益を阻害す  
るような不公正な事業活動を厳戒に戒め  
ていたのであります。これにはすべ  
てはござ化し、通商産業大臣はむしろ  
積極的に既存の百貨店の保護育成に努  
めを抜き、百貨店審議会もまた法の公  
正な運用に何ら貢献もいたさなかつ  
たのであります。そこでわが社会党は  
ここに百貨店法の一部を改正する法律  
案を提出し、法の本来の目的を達成す  
るため、百貨店の事業活動を規制し、  
不当な店舗の拡張を制限し、もつて中  
小商業者の公正な利益を確保せんとす  
るものであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内  
容の大要であります。何とぞ慎重御審  
議の上、早急商現のために御賛成あら  
んことをお願い申し上げる次第であります。

次に、ただいま上程せられました百  
貨店法の一部を改正する法律案の提案  
理由を御説明申し上げます。去る二十  
四国会におきまして特に百貨店業の事  
業活動を調整し、中小商業の事業活動  
の機会を確保する目的をもつて百貨店  
法の制定を見たのですが、施行  
後約一年を経た今日、その経緯を顧み  
ますに、法の目的はかえって無視せ  
られ、遂に既存の百貨店を保護するよ  
うに運用されて参ったのであります。

第三は、百貨店がその優位な立場を  
利用して、仕入先たる中小企業者に対  
し、返品・値引きその他不公正な仕入  
行為を行なつてはならないこととしている  
のであります。

第四は、百貨店審議会の公正な運営  
を期すため、学識経験者のほかに中小  
企業者を代表委員に任命すべきことを  
明記し、中小商業者の利益を公正に守  
る道を開いたのであります。

次に、国、地方公共団体その他政府

関係機関の所有する土地または施設を  
百貨店業の店舗の用に使用させること  
を禁じ、最後に百貨店業者の不公正な  
販売行為、仕入れ行為を規制するため、  
特に公正取引委員会にその判断をゆだ  
ねることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内  
容の大要であります。何とぞ慎重御審  
議の上、早急実現のため御賛成あらん  
ことをお願い申し上げる次第であります。

午後零時十四分散会

〔参考〕

合成ゴム製造事業特別措置法案（内  
閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年五月十七日印刷

昭和三十二年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局